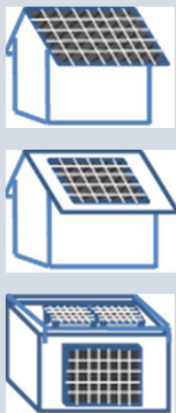


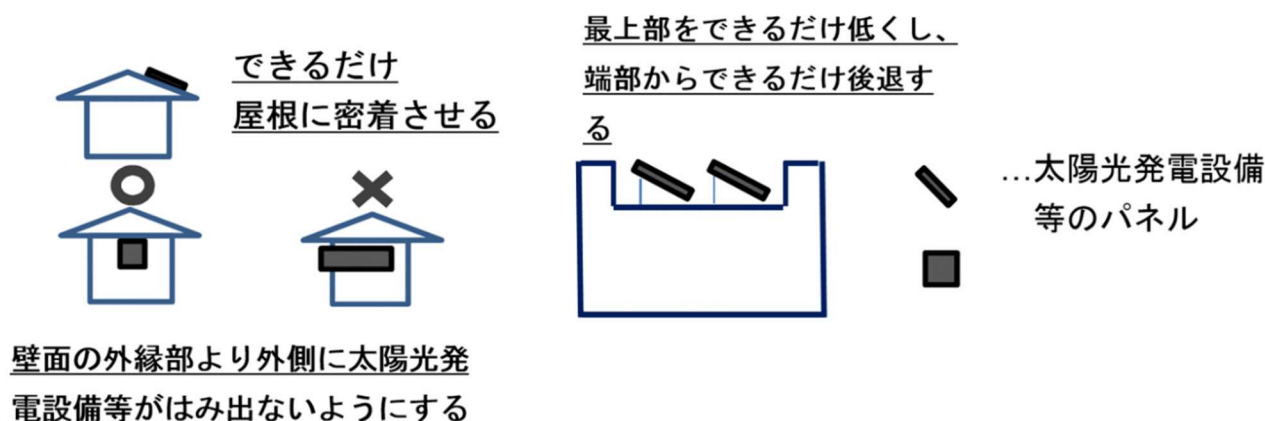
## ○太陽光発電設備等の景観形成基準

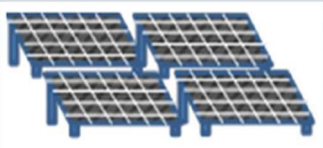
## 新たに追加する景観形成基準

重点地区・一般地区

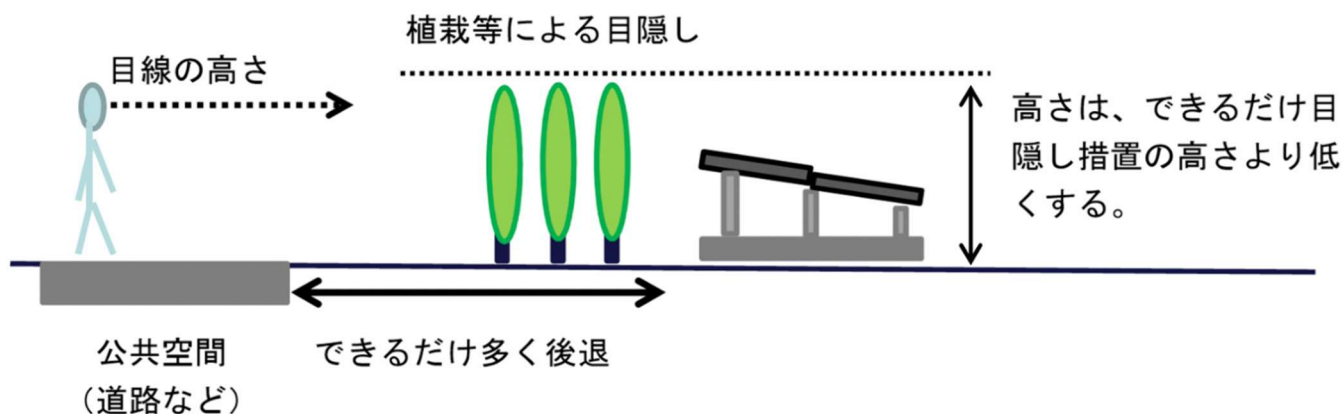
景観形成基準		
建築物（一体型・付帯設備） 	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。</li> <li>○太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。</li> <li>○太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。</li> <li>○太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽光発電設備等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。（パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。）</li> <li>○太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。</li> <li>○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。</li> </ul>

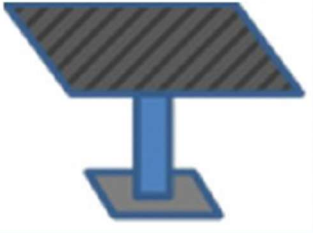
## 【形態のイメージ】



景観形成基準		
工作物(平面型) 	敷地内における位置	○道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※ ※重点地区にのみ適用する。
	形態意匠	○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。
	色彩	○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	○平面型の太陽光発電設備等を設置する場で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。 ○平面型の太陽光発電設備等の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 ○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

## 【形態のイメージ (工作物 平面型)】



景観形成基準		
工作物(支柱型) 	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※</li> <li>※重点地区にのみ適用する。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。)</li> <li>○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</li> </ul>
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</li> <li>○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>
	樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</li> <li>○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> </ul>